

令和7年度 横浜市保土ケ谷地域ケアプラザ 事業計画書

《 指定管理者 》

- (1) 施設名 横浜市保土ケ谷地域ケアプラザ
- (2) 指定管理者 社会福祉法人なでしこ会 理事長 佐瀬 一裕
- (3) 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

《 施設理念 》

- (1) 地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場を提供し、市民の誰もが日常的に相互に支えあい、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現に資する。
- (2) 地域住民の方が、生活に関する相談全般について「まずプラザで相談してみよう。」と思われる施設となりたい。
- (3) 運営方針
利用者を主体としたサービスの提供と生活支援。
快適な環境作り。
笑顔のもと明るくてきばきとした対応。

《 事業目的 》

- (1) 地域との関係
地域福祉の拠点となるため、自治会・ボランティア団体・学校・社会福祉協議会等との連携、協力をすすめる。
地域住民をはじめとした実習生、介護体験、見学者、ボランティアの受け入れを通じて当施設の理解の増進および人材育成の役割を担います。
- (2) 利用者との関係
個々のニーズに即した積極的な福祉サービスによる支援を行う。
年1回の利用者アンケートを実施し、サービスの振り返りを図るとともにサービス向上に努める。

1. 施設全体としての課題と展望

- ①横浜型地域包括ケアシステムの実現へ向けた取り組みを継続実施していきます。
- ②関係団体との連携強化と協働作業の実施を積極的に推進していきます。
- ③自主事業の開催と新たな担い手を増やす取り組みを実施していきます。
- ④福祉保健活動拠点としての役割を充実していきます。
- ⑤組織体制の確立と個々のスキルアップを図っていきます。
- ⑥感染症の感染拡大防止に配慮して事業を実施していきます。
- ⑦BCP研修、訓練見直し等を定期的の実施いたします。

前記の目的を重点的に事業展開していきます。

- (1) 横浜型地域包括ケアシステムの実現に向けた、多職種の協働による個別ケースの地域ケア会議の実施と包括域地域ケア会議の実施による地域課題の把握と新たな社会資源の創設に取り組みます。
- (2) 地域の乳幼児から高齢者等に対して、総合相談・支援事業の実施をはじめ、各関係機関との支援ネットワーク構築や関係団体との連携強化、協働作業等の環境づくりを積極的に推進していきます。横浜市住宅供給公社と連携を図りながら1階地域交流スペースを活用した取組等を進めていきます。基幹相談支援センターと連携を図り、障害を持つ方やその家族の相談に対応できるよう体制を強化して参ります。
- (3) 地域支えあい推進として、ボランティアを含めた地域のインフォーマルサービスの整備と新たな自主事業を展開し、様々な担い手や子育て支援の環境づくり、地域における障害者施設との連携により障害を持つ方が活躍できる場の提供及び、地域資源の活用に取り組みます。
- (4) 地域ケアプラザの周知・啓発を継続すると共に、様々な媒体の取組みを実施し必要な人に的確な情報や支援が届くよう、地域との連携・協議の場を拡充し、福祉保健活動拠点としての役割に努めます。
- (5) 地域の誰もが生き生きと健康に暮らせるよう、乳幼児から高齢者まで健康に関心をもち、心と身体が健康で生きがいを持てるように介護予防やつながりを活かした取組を進めます。**
- (6) 今後、ますますケアプラザ機能に求められる業務拡大への対応として、ケアプラザ内での協働・密接な連携が図れる組織体制の構築と機能強化を図り、特に職種間連携に努めます。
- (7) 感染症の感染拡大防止に向けた正しい認識をもつとともに、感染症対策マニュアルを通して日頃の備え、感染防止の基本等を含めた共通理解に取り組んでいきます。

2. 地域活動事業課 事業計画

地域活動・交流事業は、乳幼児から高齢者まで、地域に暮らす全ての人たちが、孤立することなく、地域の一員として自分らしく生活し互いに支え合って暮らせるような、地域特性に合った住民主体の地域づくりを関係機関と連携し、事業を展開して参ります。

地域の方々による自主的な活動をはじめとして、身近な福祉・保健活動の活性化を図るため、地域活動団体との連携や地域ケアプラザが行う自主事業や共催事業を通して地域の交流促進を図ります。地域住民とともに、地域の魅力を高め、課題解決ができるようなつながりや仕組みを作れるよう努めます。第4期地域福祉保健計画の推進

をベースとし、これまで構築してきた地域の関連機関・団体との関係をより深め、関係機関同士が相互に顔の見える関係作りから協働体制の構築が出来るように努めてまいります。今年度は第5期地域福祉保健計画地区別計画策定の年度でもありますので、地域課題の見直しや支援にも、なお一層力を入れて参ります。

当地域ケアプラザは保土ヶ谷駅前設置され、6地区連合を担当させて頂いております。地域の皆様の信頼を得る為に、より深く連携を図れるように致します。地域包括支援課および地域生活支援課と密な連携・協働にて各地域の状況やニーズ把握に努め、地域住民と地域の目指す姿を共有できるよう努めます。

また岩崎地域ケアプラザと合同で担当する地区もある為、綿密な連携が求められます。すべての取組において今までのノウハウを活かしながら連携を図っていきます。

自主事業の実施に関しては、地域ケアプラザ内のみならず、アウトリーチの視点を大切にし、地域に出向いた形での出張講座等も引き続き積極的に実施していきます。

課内全体の共通目標として、今年度も引き続き法人の基本理念である 3S(SMILE・SPACE・SERVICE)に SUPPORT をプラスした 4S に日頃の関わりや事業等の取組を進めていく過程を大切にしていこうという想いで推進していきます。

また、感染症の拡大防止に留意し、事業の実施や地域への出張に関しては実施内容に合わせた感染予防対策を行い、来館者に対しては安心・安全に利用できるよう施設内の対策も状況に応じて実施いたします。

I 地域福祉のネットワークの構築

- (1) 地区社会福祉協議会をはじめとした地域の会合に参加し、プラザからの情報提供をするとともに地域からの情報を収集します。
- (2) 地域にある関係機関と会合の場を持ち、情報交換するとともに地域にとって必要な社会資源になるよう事業等の調整および連携を図ります。
- (3) 基幹相談支援センターと連携を図り、自主事業の開催やネットワーク構築の強化・拡充を図ります。

また、既存のネットワークを有効活用し、地域生活支援課の生活支援コーディネーターおよび地域包括支援課の3職種及び居宅介護支援課の介護支援専門員を含めた全ての職員が一体となってと共に情報共有および地域で地域を支える仕組みづくりを進めていきます。

- (4) 地域ケアプラザで活動する福祉保健活動団体同士の交流を促進し、団体間の「つながり」を改めて構築し、お互いが支え合うことができる関係づくりに向けて取り組みます。
- (5) 地域ケアプラザエリア別子育て支援連絡会、要保護児童対策地域協議会、保土ヶ谷区障害者地域自立支援協議会、各小中学校の福祉教育授業、学校独自で実施している総合学習を通じ、学齢期における子供達や関係機関、支援者の方々との関係を深めます。
- (6) 福祉施設のみならず区民利用施設（地区センター・コミュニティハウス等）や市民活動センター（アワーズ）、リブラ保土ヶ谷関係施設、学生と地域をつなぐNPO法人アクションポート横浜等、民間企業やNPO法人を含めたネット

ワーク構築の強化・拡充を図ります。

Ⅱ 福祉保健活動に関する、情報提供・収集方法

- (1) 地域アセスメントを行い地域の状況把握及びニーズ調査・情報収集をします。
- (2) 広報紙「輝」の発行 **毎月1,300部発行**
- (3) 自主事業や地域との共催事業の取組は、ポスターやチラシを館内に掲示、リブラ保土ヶ谷風除室に配架します。近隣の病院や薬局等の関係機関にも配布して、対象者に情報が届くよう工夫し、ホームページ等も活用致します。また、自治会・地域の関連団体区版の広報紙などにも配架・掲示いたします。

Ⅲ ボランティアの育成

- (1) 既存のボランティア団体・個人活動の支援を行います。
 - ①生活支援コーディネーターとともに生活支援体制事業の一環である Ayamushi システムによる活動シートを作成し、現在ボランティア活動をされている団体の情報一元化を図ります。また、団体活動が充実したものになるよう支援を実施します。
 - ②ボランティア活動団体の新規立ち上げ・継続支援を行います。
生活支援コーディネーターおよび保土ヶ谷区社会福祉協議会と協力し、エリア内の情報共有を改めて図ると共に、地域ケアプラザ内外のボランティア団体・個人の活動紹介およびネットワークの構築を目指し、新たな団体の立ち上げや団体活動が継続できるよう必要な支援を行います。
 - ③地域福祉保健計画推進・策定の場を通じ、地域活動者および民生委員等と協働して、地域の課題抽出と新たな人材発掘や活動団体・個人との関係性の構築を図ります。
 - ④保土ヶ谷区社会福祉協議会（ボランティアセンター）や区内地域ケアプラザとの協力し、共催もしくは当地域ケアプラザ独自の研修会を開催します。
 - ⑤地域包括支援課、地域生活支援課と協働し、活動団体のスキルアップ及びモチベーションの向上を目的とした講座や活動団体の紹介等の企画を実施します。
- (2) 新たなボランティア人材の発掘、育成を行います。
 - ①近隣の学校および既存のネットワークである小中学高校や福祉専門学校との連携で、学生ボランティアの人材派遣要請を行うとともにボランティア活動の場の紹介を行います。また、NPO法人との連携を図り学生と地域をつなげる取組を実施します。
 - ②新たなボランティア人材発掘には保土ヶ谷区社会福祉協議会（ボランティアセンター）や市民活動センター（アワーズ）、区内地域ケアプラザとの協力し、共催イベントの開催や、研修会を実施いたします。
 - ③ケアプラザ自主事業参加者には、継続的な集会の場やイベントに参加する機会の提供を通して、ボランティアとしてのきっかけづくりを行います。
 - ④各小中学校の福祉教育授業、学校独自で実施している総合学習を通じ、地域や福祉について関心を持ってもらおうと共に将来の地域活動の担い手という観点を生徒児童及び先生やその保護者に伝えていきます。
 - ⑤「よこはまシニアボランティアポイント」の受入施設として、活動に意欲のある高齢者の社会参加・介護予防・ボランティア活動をすすめ、これからボラン

ティアを始めてみたいと希望のある方の支援も同様にすすめていきます。

- ⑥個人ボランティアの申し出を大事にして、実践の機会づくりをサポートするとともにボランティア育成の場になるよう取り組みます。

IV 施設の利用促進

- (1) 現在施設利用されている団体の既存の活動紹介シートを生活支援体制事業の一環である ayamu システムによる活動シートへの一元化を図ります。
地域の方に向けて、一元化したシートを基に各団体の新たなメンバー増員を図ります。
- (2) プラザの広報紙「輝」による広報の他に、施設利用の方法について分かり易く説明した施設利用ガイドブックを作成し地域の方へ向けたプラザの利用案内を積極的に行います。
- (3) プラザの自主事業開催のお知らせや案内、福祉保健に関する情報発信として広報誌「輝」を毎月約1,300部の配付をします。
自主事業チラシを自治会・地区社協・民児協などの地域団体に広報するほか広報区版への掲載、ふれあい掲示板への掲示、内容によっては学校、医療機関、老人クラブ等に拡大配付して事業への参加を募ります。また、地域に関する情報を掲示、配付します。
- (4) 福祉・保健活動等に関する情報提供の為、ポスター・パンフレット等を地域ケアプラザエントランス他、区役所・区社会福祉協議会等に配架し、周知致します。
- (5) 施設利用団体と定期的に話し合いの場を設け、施設利用についての意見交換、団体の活動状況確認や活動の悩みを伺うことにより活動団体の活発化を図ります。さらに、活動団体として登録されていないながら施設利用されていない団体についての活動状況を聴取します。
- (6) 活動団体の後方支援として担い手不足等により、自主的活動の実施が困難となってきた団体に対して、団体が継続して活動できるよう、活動団体の想いに沿った支援が進められるよう、話し合いの場や情報交換の機会を設けます。

V 地域福祉保健計画

- (1) 区役所・保土ケ谷区社会福祉協議会と連携を図り、第4期保土ケ谷区地域福祉保健計画の地区別計画の推進及び第5期の策定員向けて地区社会福祉協議会等の地域団体と協働にて進めていきます。

VI クレーム・要望・事故防止への取り組み

- (1) 御意見箱を設置し、ご意見・意見収集を図ります。
- (2) 利用者アンケートを実施し、ご意見をプラザ全体で評価し改善を図ります。
- (3) 職場内で、ヒヤリハットアンケートを実施、改善点の発見及び事故予防をします。
- (4) クレーム、要望、事故が発生した場合には各課の長が参加する運営委員会の中で検討し、再発防止に向けて取り組みます。

令和7年度 事業開催予定

1. 子育て・学齢児支援事業

- 親子のフリースペース・・・・・・・・・・毎月1回
- 子育て相談・・・・・・・・・・毎週第1金曜日
- 子育て支援拠点こっころ共催事業・・・・・・・・毎月第2土曜日
- 親子リトミック・・・・・・・・・・年3回程度
- 季節のイベント・・・・・・・・・・年数回

2. 介護予防・社会交流支援事業

- リプラ共催イベント・・・・・・・・・・年2回程度
- 学生×地域事業・・・・・・・・・・年2回程度
- ハロウィンキャンドルナイト・・・・・・・・年1回
- ひだまり茶屋（認知症カフェ）・・・・・・・・毎月第4土曜日

3. 障害者支援事業

- 出張相談会・・・・・・・・・・年3回程度
- ほっとフレンズ・・・・・・・・・・年2回(区内8ヶアプラザ他共催)
- スマイルガーデン販売イベント・・・・・・・・年数回
- よろず相談会・・・・・・・・・・年数回

4. 人材発掘・育成事業

- よこはまシニアボランティアポイント登録研修会・・・・・・・・年1回程度
- 活動団体発表会・・・・・・・・・・年1～2回

※ 地域包括支援課、地域生活支援課と協働して地域での出張講座を必要に応じて随時実施していきます。

3. 地域包括支援課 事業計画

今年度も引き続き「地域包括ケアシステムの構築」、「多職種連携」が求められており、生活支援コーディネーター、地域活動・交流コーディネーターとともに地域包括支援センターの果たす役割が重要になっております。

誰もが住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が、切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めて行きたいと思っております。

また、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を円滑に実施するため介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの給付管理及び総合支援事業、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの制度や理念について、居宅介護支援専門員がより理解を深められるよう支援してまいります。

今年度より横浜市チームオレンジ事業が全区展開となるため、地域のつどいの場である「ひだまり茶屋」を活用し、キャラバンメイトも活用しながら地域住民の認知症に対する理解を促進し、認知症の方も地域の一員として参加できる土壌を作っていきます。

上記の役割を果たす総合機関として保健師・社会福祉・主任介護支援専門員の3職種とともに、生活支援コーディネーター、地域交流コーディネーターと連携、協力、共催しながら以下の事業を実施いたします。

I 総合相談・支援事業

- ・地域の方々からの個別相談に対し、必要に応じ生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、区役所及び区社会福祉協議会とのカンファレンス等で情報共有を図り迅速に適切な対応（訪問、サービス調整、安否確認、緊急対応、情報提供等）、支援を行っていきます。

- ・区役所、区社会福祉協議会とのカンファレンスにて相談の傾向等、整理分析し生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターと連携し、地域ケア会議や、地域の講座などにつなげていきます。

- ・困難事例と思われるケースについて行政機関、区社会福祉協議会等必要な機関と緊密に情報共有し、それぞれの職種ごとの役割分担とともにお互い連携を図りながら、継続的な関わりを持てるよう、又、必要な相談窓口の紹介等支援していきます。

- ・その他、介護保険申請等各種福祉保健サービスの申請受付等も行います。

II 権利擁護事業

- ・地域住民、行政機関、医療機関・介護保険事業者等の関係者と連携し、権利擁護の視点から、虐待、孤立、消費者被害などを未然に防ぐためにネットワークを構築し、それを必要とする方にできるだけ早い段階で支援できるよう努めて参ります。

- ・引きこもりの方の支援として行政機関とともにアウトリーチ事業として早期発見、早期対応が出来るよう支援して参ります。

- ・認知症等により在宅生活に支障がある方への支援を関係機関、関係者と連携し行政サービスにつなげるとともに、介入を拒否する方に対し継続した支援ができるよう努めてまいります。

- ・認知症、高齢者世帯、多問題家族等に、必要に応じ成年後見等の情報を伝えるとともに、地域住民や事業所等に対して成年後見制度の普及啓発に努めていきます。

- ・消費者被害を未然に防ぐよう普及啓発を行います。

III 包括的・継続的ケアマネジメント事業

- ・地域のケアマネジャー、介護事業所からの相談、情報提供に対して、必要に応じ、個人情報等に気をつけながら、民生委員、ケアマネジャー、介護事業所、区と連携し同行訪問、カンファレンス開催等支援対応していきます。

- ・総合相談の傾向を踏まえ、生活支援コーディネーター、地域活動・交流コーディネーター、区役所、区社協と協議しながら、個別地域ケア会議を実施し、個別地域ケア会議を分析、共通した課題を抽出し包括域地域ケア会議（見守り会議等）を開催していきます。

- ・地域包括ケアシステムの実現に向け、区内8包括、保土ケ谷区役所高齢・障害支援課、保土ケ谷区医師会、保土ケ谷区在宅医療相談室、保土ケ谷区歯科医師会、保土ケ谷区薬剤師会、保土ケ谷区訪問介護連絡会、保土ケ谷区リハ連絡会、保土ケ谷ケアマネットと共催で、介護事業者、医師等多職種の方々に参加頂き、多職種連携会議全体会を開催していきます。

又、保土ケ谷地域ケアプラザ独自で地域の民生委員、ケアマネジャー、介護事業所、医療関係者と多職種連携を図っていきます。

- ・生活支援コーディネーター、地域交流コーディネーターと協力し、民生ケアマネ連絡会を開催し地域の方々との情報共有、連携の強化を図っていきます。

IV 介護予防事業

- ・生活支援コーディネーターと情報を共有しながら地域のニーズを把握し、介護予防普及啓発事業、介護予防自主事業および活動グループ支援を実施していきます。

- ・既存の介護予防活動グループに対して、保土ケ谷区が推進している「きらり☆シニア塾」として活動するための情報提供を行います。

- ・地域ケアプラザの催しや地域のイベントなどの場を活用し、地域の方に向けた健康教育や情報提供を行います。

V 介護予防支援業務

- ・要支援者（要支援1・要支援2に認定された方）の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成を行います。（一部の件数を居宅介護支援事業所の介護支援専門員に委託しています）

- ・要支援者の評価及び介護予防及び介護予防ケアマネジメントサービス・支援計画書新規作成及び変更の際、介護予防に資するプランになっているか等確認し必要なケアマネジャー支援を行います。

- ・要支援者の介護報酬（総合支援事業含む）の請求を行います。

- ・自立支援に向けたケアマネジメントを実施できるよう、ケアマネジャーに対してインフォーマルサービスを活用する視点が持てるような研修を行います。

VI 横浜市チームオレンジ事業

- ・みんなのあったまり場「ひだまり茶屋」は認知症カフェを兼ねたものに発展させていきます。「ひだまり茶屋」のなかで、認知症についてのミニ講座や介護予防体操、認知症予防の為のレクリエーションなども行っています。また、地域のケア

マネジャー等から認知症の当事者やその家族にも声をかけていただき「ひだまり茶屋」を認知症のある方もない方も安心して集える場として周知していきます。

Ⅶ その他

- ・地域の方々の健康維持・増進を目的に協力医師と連携を図り、健康相談や健康講座を定期的に実施します。
- ・認知症の方が住みなれた地域で生活し続けられる様に、認知症講座等を行います。
- ・今後も職員間の連携をはかり、6職種で地域ニーズを共有し、各町内会自治会活動への参加、地域に出向いての出張相談や出張講座等を行い、顔の見える関係作りと地域ケアプラザ、地域包括支援センターの周知を行ってまいります。

令和7年度 事業開催予定

1. 総合相談・支援事業

出張等による総合相談会の実施・・・年4回程度

2. 権利擁護事業

介護者の集い・・・年6回程度

専門職による個別相談会・・・随時

認知症に関する講座・・・ 要望に応じて

消費者被害、エンディングノート等の講座・・・ 年1回程度

3. 包括的・継続的ケアマネジメント事業

区内包括合同ケアマネ連絡会・・・年4回 第3水曜日 10:00～12:00

区内包括合同主マネ連絡会・・・年1回

多職種連携代表者会・多職種連携会議全体会

(区内8包括、保土ケ谷区役所高齢・障害支援課、保土ケ谷区医師会、保土ケ谷区在宅医療相談室、保土ケ谷区歯科医師会、保土ケ谷区薬剤師会、保土ケ谷区訪問介護連絡会、保土ケ谷区リハ連絡会、保土ケ谷ケアマネットと共催)

・・・各年1回(7月、10月)

新任・就労予定ケアマネジャー研修(座学、個別実習、施設紹介及び福祉機器センター見学研修)

包括域ケアマネ連絡会(民生委員との連携の為の会議等)・・・ 年2回程度

4. 介護予防事業

・介護予防普及強化事業：フレイル予防（ロコモ予防・栄養・口腔・社会参加を含めた講座3回を1セットとして）・・・年2回開催

・介護予防自主事業

はじめての一步倶楽部（体力に自信の無い方向けのフレイル予防：6回は横浜市リハ職派遣事業利用）・・・年11回開催

尿もれ予防講座・・・年1回開催

認知症・フレイル予防（コグニサイズ等）・・・年1回開催

認知症予防・社会参加（音楽療法）：生活支援課共催・・・年4回開催

・地域介護予防活動支援の実施

・出張講座（老人会、自治会等）

5. その他

地域ケア会議・・・年3回

包括域地域ケア会議・・・年1回

医療相談・・・年3回程度

みんなのあったまり場「ひだまり茶屋」兼「認知症カフェ」・・・年10回

4. 地域生活支援課 事業計画

生活支援体制整備事業は、団塊の世代が75歳を迎える2025年までに、高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために多様な主体が連携・協力する地域づくりを目指して取り組みを進めております。高齢者が孤立することなく、生きがいや役割をもって自分らしく暮らし続けられるように様々な介護予防・社会参加の機会を作り出していくことを目的としています。

本年が当事業の目指している2025年であり、上記の目的を達成するため、生活支援コーディネーターは「交流・居場所作り」「生活支援」「見守り・つながり」の3つの視点から専門職や既存の企業などの連携による支援と住民による支援（住民による自主的な取組や支え合い活動）の双方の支援を一体的に行うことにより、高齢者の生活ニーズに応えていきます。感染症等に留意しながら、オンライン等も上手に活用しながら、体制整備に努めます。

I 交流・居場所作り

人とのふれあいや生きがいを感じる場や機会の設置

- (1) 地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、自治会等の会合に参加し、地域の特性や地域のニーズ把握及び課題解決に向けた働きかけをするための情報収集を行います。
- (2) 地域の定例会や会合より吸い上げられたニーズを元に、必要性に応じて交流できる場所の立上げ等の協議体に参加し支援します。

- (3) 居宅介護支援事業所と連携を図り、地域に吸い上げられてこない方のニーズを把握し、地域に伝えていきます。
- (4) 地区分析等の研修に積極的に参加し、効率よく的確に地区支援を行えるようにします。
- (5) Ayamu 掲載活動団体の現況を把握し、継続が困難となってきた団体に対して継続できるように話し合いの場や情報交換の機会を設けます。

II 生活支援

心身に不自由があっても暮らしに必要な支援やサービスが受けられる

- (1) 高齢者のみならず、地域住民が求めているニーズの課題分析を行い、関係機関と連携を図りながら社会資源の開発を行います。
- (2) 各地区に協議体を設置し、地域ニーズの発掘、連携体制、新たな資源の開発に向けた取組を目指します。
- (3) 現在ある社会資源を活用し、住民のみならず、ケアマネジャー等にも正しく周知していきます。
- (4) 地域住民が自己決定できる環境づくりを行い、地域全体で支えることを目指し、住民同士が行える社会資源を開発していきます。
- (5) 地域の担い手発掘の為、高齢者のみならず、幼稚園（保育園）・小学校・中学校・高等学校・大学等と連携を図り、福祉教育を通じて若年層の担い手発掘に取り組みます。
- (6) 地域にある施設と連携を図り、社会福祉法人や民間企業も社会資源となれるように協議体を設置していきます。

III 見守り・つながり

困っている人に気づき合い、必要な人や制度などにつながる

- (1) 地域の会合や地域主催の研修会に積極的に参加し、地域で見守りを行う大切さやつながりの必要性を伝えます。
- (2) 既存の会議（ケアマネ連絡会・地域ケア会議・運営協議会等）を活用し、情報の共有及び顔の見える関係作りを行います。
- (3) 高齢者のみならず、福祉施設（高齢・障がい・児童）、学校福祉教育、民間企業、公共団体とのネットワークを構築し、地域で地域を支える仕組み作りを行います。
- (4) 地域・民間企業・専門職等が参加できる見守り会議を実施し、各機関がつながりを持ち、見守りを基本とした視点を持ち、地域課題の解決に取り組めます

IV 企業を含めた多機関連携

- (1) プラザの広報紙「輝」による広報の他に、施設利用の方法について分かり易く説明した案内パンフレットを活用し地域の方へ向けたプラザの利用案内を積極的に行います。
- (2) 行政や関係団体、個人、介護保険サービス、ボランティアに関する情報提供の為、ポスター・パンフレットやお知らせを地域ケアプラザエントランスや区社会福祉協議会・区役所・近隣の病院や薬局に配架し、周知致します。

- (3) 福祉活動・支援団体として登録されていながら施設利用されていない団体についての活動状況を聴取し、展開をしていきます。
- (4) 毎月第1層・第2層生活支援コーディネーター、区役所・区社会福祉協議会の間で連絡会を行い、ニーズからの課題分析・解決及び検討をしていきます。

V 地域福祉保健計画

- (1) 区役所・保土ケ谷区社会福祉協議会と連携を図り、第4期保土ケ谷区地域福祉保健計画の地区別計画の推進及び第5期の策定に向けて地区社会福祉協議会等の地域団体と協働にて進めていきます。

VI その他

- (1) リプラ健康体操・・・毎月1回（年12回） 地域活動事業課共催
- (2) せいいい健康講座・・・年6回程度（奇数月開催）
聖隷横浜病院/地域包括支援センター保健師共催
- (3) はじめての一步倶楽部（体力に自信の無い方向けのフレイル予防：6回は横浜市リハ職派遣事業利用）・・・年11回開催 地域包括支援センター保健師共催
- (4) みんなで歌おう♪・・・年4回程度開催 地域包括支援センター保健師共催
- (5) 民生委員対象のスマホ講座・・・連続3～4回 生活支援単体事業
- (6) みんなのあったまり場「ひだまり茶屋」兼「認知症カフェ」・・・年10回

5. 居宅介護支援課 事業計画

居宅介護支援課では、要介護者およびご家族の日常生活がより良いものになるよう、在宅のご利用者に対する介護保険サービスの調整を中心に業務を行いながら、ご家族様も視野に入れた総合的な支援を実施していきます。

- (1) 介護支援専門員の倫理綱領をもとに、要介護者または要支援者が可能な限り居宅において、適切な介護保険内外の居宅サービスを利用することによって、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- (2) 介護支援専門員の専門性の向上のため、ケアプラザ内でのカンファレンス、事例検討会の開催、外部研修へ積極的に参加し所内で報告を行います。
地域の居宅介護支援事業所の核となることを目指します。
- (3) 本年度の目標は1人の最高件数44件（予防3件＝介護1件）とします。
- (4) 利用者ご本人の心身状態、ご家族の意向を理解し、ご本人・ご家族とサービス提供事業者との随時の話し合いの機会をもつことで利用者本位の適切な援助プランを作成します。また月1回以上の定期訪問・モニタリングを実施しプラン変更の検討や計画等のご説明を行います。その際は感染症などの予防対策を行います。介護支援専門員は互いの利用者の周知に努めます。なお、援助プランには介護保険外サービスも積極的に取り入れていきます。
- (5) 地域包括支援センターや区役所と連携を図り、総合事業・予防給付対象者の方の介護予防支援プラン作成および認定調査の委託を積極的に受けます。
- (6) 地域の中で、地域交流事業の地域連絡会に積極的に参加し、地域全体の課題や

個別課題の解決に協働します。また、地域包括支援センターと連携し、地域の介護保険事業所指導育成の立場となることを目指します。

- (7) 近隣の居宅介護支援事業所と事例検討会を行い制度改正について情報共有するとともに、様々なケースに対応できるようスキルアップに努めます。
- (8) 法人の3ケアプラザの居宅介護支援課と定期的にミーティングを行い法人として同じ目標をもって業務出来るよう意見交換や研修を行います
- (9) 地域の方々に、月1回の広報紙「輝」において、必要な介護保険等の情報提供に努めます。
- (10) 介護支援専門員は利用者およびそのご家族の個人情報を保有することから、その管理には万全を期する必要があります。そのため毎月の介護支援専門員会議においてその確認を行います。また、やむなくファイル等の個人情報を施設外に携帯するときには所長の許可を得ます。
- (11) 年1回ご利用者アンケートを実施して、ご本人・ご家族からご意見を伺い、業務の改善を図っていきます。